六まで、八五九の一、字横根下平八六三、八六六、八六七、八六八の一、八六九の一、八七〇の一、八七一、八七二、字カケ八九〇、八九一、八九五、八九六の一、八九七の一、字牛房迨八九八、八九九の一から八九九の三まで、九〇〇、九〇〇の一、九〇三の一、九〇四の一から九〇四の九まで、九〇五、九〇六、九一一の四、九一二の一、九一三の一、九一四、九一五の一、九一六の一、九一七の一、九一八の一、九一九の一、九二一、九二二、九二四から九二六まで、字二ノ丸九一一の二、字タケ九二七の一、九二八、九二九、九三〇の一、九三一の一、九三二の一、九三三、九三四、九三四の一、九三五、九三六の二、九三七、九三八、九三九の一、九四〇、字大林九四一、九四二、九四三の一、九四四、九四五、字カツラ谷九四六から九五一まで、字梅ヶ谷九五二、字小畑ヶ九八〇の二、字大敷谷一〇一〇、字六久ノ平一〇四三の一、一〇四三の二、一〇四八から一〇五三まで、一〇五四の一、一〇五五、一〇五六の一、一〇五六の三、一〇五七、一〇五八の二、一〇五八の三、一〇五九の一、一〇六〇から一〇六二まで、字木下上エ一〇七三から一〇七八まで、字龍野一〇八七、一〇八八、字草木一〇九五、一〇九六、一〇九七の一、一〇九九、一一〇〇、一一〇三、一一〇六、一一〇七、一一〇八の一、一一一〇の一、一一一一、一一一一の二、字外廻し一一二、一一一三、一一一四の二、一一一五、一一一六、一一一七の一、一一一九の一、一一九の三、一一一九の四、大字尾見字羽香地三八〇の一、三八一、三八二の一、三八三の一、三八四、三八五の一、三八五の二、字小古鼠三八六の一、三八七の一から三八七の三まで、三八八、三八九、三九〇の一、三九一、三九二の一、字淵ノ上三九五の一、三九六の一、四〇〇から四〇二まで、四〇三の一、四〇四、四〇五の一、四〇六の一、四〇七から四一二まで、四一三の一、四一四の一、字小谷下モヒラ四一七、四一八の一、四一八の三、字菖蒲田四五〇、四五一、四五一の一、四五二、四五三の一、大字惣地字中ノ谷高木五六九、五七〇、五七〇の一、五七一、五七三、五七六の二、五八一の一、六一八、六三四、六三四の一、六三四の二、大字東宇塚字隠谷上四八三の一、四八三の二、字隠谷口西平四八五、四八七、四八九、四九一、四九三、四九四の一、四九五の一、四九六、四九八から五〇三まで、字中尾上五一七の一、五一七の二、五一八、字津満屋六二二の二、字池ノ谷奥六七三から六七六まで、字荒神谷口六八〇、六八一、六八一の一、六八二から六八八まで、字大ガケ谷六八九、六九〇、六九八の二、六九九の一、六九九の二、七〇〇の二、七〇一、大字西宇塚字小林谷平三七六、三七八、九一四から九二八まで、九二八の一、九二九から九三四まで、字吉ヶ谷中六三一の一、六三二、六三二の一から六三二の三まで、六三三、六三四の二、六三七、六三七の二、字吉ヶ谷奥六三八、六四〇の一、六四〇の二、六四一、六四三、字古屋谷奥六四六、六四七の一、六四七の二、六四八、六七七、六七八の一、六七九、字花井皆地上六八四、六八五、六八六の一、六八七から六九〇まで、字柿木谷七一九、字ソラサコ七二〇、字山神谷七二三の六、七二五、七二六、七二九、字ヒエ田七五八の一から七五八の一三まで、七五八の二一、七五八の二五から七五八の三八まで、七五八の四〇、七五八の四一、七五八の四三、七五八の四六、七五八の四八から七五八の五四まで、字瀧ノ横路七五九の一から七五九の四まで、七五九の六から七五九の八まで、七五九の一一から七五九の一五まで、七五九の一七から七五九の二三まで、七五九の二五、七六〇、七六〇の一、七六一、七六一の一、七六二、七六二の一、字少ナ谷七六三から七六五まで、七六六の一、七六六から七七四まで、七七八の一から七七八の三まで、七七九、七七九の一、七八五の五から七八五の一二まで、七八五の一四から七八五の一六まで、七八五の一八、七八五の二〇から七八五の二二まで、七八五の二五、七八五の六一、七八五の六四から七八五の七六まで、七八五の七九から七八五の九三まで、七八五の九五から七八五の九九まで、七八五の一〇一、七八五の一〇二、七八五の一〇四、七八五の一三〇から七八五の一三四まで、七八五の一三八、七八五の一四八から七八五の一五〇まで、七八七、七八八、七九〇から七九四まで、七九四の一から七九四の四まで、七九五から七九八まで、七九八の一、七九九、七九九の一、八〇〇、八〇一、八〇一の一、八〇二、八〇二の二、八〇二の四から八〇四の七まで、八〇五から八〇七の一、八〇八の一、八〇八の三から八〇八の一一まで、字山神口向八一〇から八一二まで、字井手口ノ上エ八一三の一、八一三の二、八一四、八一五の一、八一五の三、字持地谷平八一九、八二〇、八二一の一、八二一の二、八二一の四から八二一の六まで、八二二、八二二の一、八二二の三、八二四、八二四の一、八二五、八二六の二から八二六の一八まで、八二七、八二七の一、八二八、八二八の一、八二九から八三一まで、八三一の一、八三一の二、八三二から八三八まで、字岡城谷平八四四、八四五、八四九から八五一まで、八五五から八六一まで、八六六から八六八まで、八六八の一、八六八の二、八六九から八七九まで、八八三、八八四の一から八八四の四まで、八八五、八八六の一から八八六の四まで、八八七から八九三まで、八九五、字水落ノ上エ八九九、九〇一の一から九〇一の三まで、九〇二、九〇四、九〇八から九一〇まで、九一一の一、九一一の二、九一二、字シロヒコ九三九、九四〇、字シコイ谷平九四一から九五〇まで、九五一の一、九五一の二、九五二から九七二まで、九七三から九九二まで、字工屋ノ上エ九九三の一から九九三の三まで、九九四、九九六、九九七、一〇〇一、字岩ナメ谷口一〇〇二、一〇〇三、字岩ナメ谷口上一〇六二、字金屋ノ上一〇六三の一、一〇六四の一、一〇六五から一〇七七まで、一〇七八の一から一〇七八の九まで、字吉ヶ谷一〇七九、一〇八四の一、一〇八四の三から一〇八四の九まで、一〇八四の二三から一〇八四の二九まで、一一一九の一から一一一九の三まで、字吉ヶ谷中一一二〇、字坂ノ谷一一二一の二、一一二一の三、一一二一の八、一一二二、一一五二、字檜ヶ谷一一三六、一一三七の一、一一五一、字又毛谷右平一一八四の一八から一一八四の二〇まで、字流し谷一一八六の七四、一一八六の八二、一一八六の九〇、一一八六の九七、字又毛谷左平一一八六の七六、一一八六の七八、一一八六の八〇、字大畑谷一一八七の一から一一八七の二〇まで、一一八七の三五から一一八七の三八まで、一一八七の四〇、一一八七の四九から一一八七の六四まで、一一八七の八一、一一八七の九四、一一八七の九八、一一八七の一〇〇、大字河津原字マア谷口二一七、三一二から三二六まで、三二九の一、三三〇から三三九まで、三四〇の一、三四〇の二、三四一から三四七まで、三四七の一、三四八、三四九の二、三四九の三、三四九の五、字ケモドコ二七の一、二三二八の一、二三九から二三一まで、二三一の一、二三一の二、二三二、二三二の一、二三三、字大畑谷二三七、字下モノ谷二三八、二五〇、二五二から二五五まで、字山口上二五六から二六一まで、二六三、二六四、二六八、二六八の一、字山口二六五から二六七まで、字奥田二六九、二七〇、二七四の一〇、二七五、字スゲ谷口二七六、二七七、二七八の一、二七八の二、二七九の一から二七九の一一まで、二八〇、二八〇の一、二八一、二八二、二八三の一、二八四、二八五、二八八から二九〇まで、二九一の一、二九二、二九三の一、字小谷口上二九六、二九七の一、二九七の二、二九八から三〇二まで、字場谷三〇三の一、三〇三の二、三〇四、字河津原奥三〇五、三〇五の一、三〇六、三〇七、字河津原ノ上へ三〇八から三一〇まで、三一一の一から三一一の五まで、字ヲコ屋敷三五〇から三五四まで、三五四の一、三五四の二、三五五から三六〇まで、三六〇の二、三六五、三六六、三七〇の一、三七〇の二、三七七の一から三七七の五まで、三七七の七、三七七の一六、三七七の二〇、三七七の二一、三七七の九、三七九の一三、三七九の一六、三七九の二〇、三七九の二三から三七九の二九まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）